

小山市教育委員会会議録
(平成27年12月定例会)

・会議の日時及び場所

日時 平成27年12月24日(木) 午後2時00分

場所 小山市立中央公民館 試写室

・会議の組織人員

人数 6人

・出席委員

1 番 福井 崇 昌

2 番 神山 宜 久

3 番 福地 尚 美

4 番 新井 泉

5 番 西口 絹 代

6 番 酒井 一 行

・説明のため本会議に出席した職員

教育部長 片柳 理 光

教育総務課長 添野 雅 夫

学校教育課長 中島 利 雄

生涯学習課長 細井 典 子

生涯スポーツ課長 田口 正 剛

車屋美術館副館長 鈴木 一 男

博物館長 水川 和 男

中央図書館長 栗原 要 子

生涯スポーツ課市立体育館建設担当 上野 安 夫

生涯スポーツ課市立体育館建設担当 阿久津 宣 明

・書記

教育総務課課長補佐兼総務政策係長 森川 忠 洋

・議題

報告事項

1 教育総務課

・寄付受入れについて

・第62回教育文化保健体育功労者表彰式の挙行について

・小中一貫校に係る(豊田中学区)推進委員会の会議結果について

2 生涯学習課

・小山市いじめ等防止市民会議について

3 生涯スポーツ課

・「第2回ツール・ド・おやま2015」の結果について

・第66回県南五市対抗親善駅伝競走大会の開催について

・第57回栃木県郡市町対抗駅伝競走大会《夢ふるとちぎ路駅伝》の開催について

- ・市立体育館建設事業について
- ・平成27年度大会結果速報について

4 車屋美術館

- ・第34回企画展「齊藤鷗舟—小山で描いた30年」展開催について

審議事項

1 教育総務課

- ・絹中学区小中一貫校の制度方針について
- ・小山市通学区域検討委員会からの答申について

2 学校教育課

- ・小山市立小・中学校教職員の教職員評価制度に関する苦情相談及び苦情申立に関する取扱要領の実施について
- ・小山市特別の支援を要する幼児就園措置助成金交付要綱の一部改正について

・議事内容

○添野教育総務課長

皆さん、こんにちは。12月の定例教育委員会の会議録署名委員につきましては、順番で新井委員にお願いしたいと思います。

それでは、委員長、よろしくお願いします。

○福井委員長

それでは、ただいまより12月の定例教育委員会を開会いたします。

私からは特別なのですが、前回の定例教育委員会の後は、青少年健全育成大会、がありまして、毎年のものでありますけれども、熱心に取り組んでいる子供たちのすばらしい意見は、よかったと思います。

それから、21日は中央図書館でのシンポジウム、これも将来の図書館、今まで小山市でもやってきたことではありますが、図書館をどういうふうにして活用していくかという、ひとえに司書の資質の向上を図るしかない。本当にそういう点では力を入れていったほうが良いなというふうに私も思いました。図書館の可能性というのが非常にそういう意味では今民営化ということも騒がれていますが、民営化し得ない重要な部分があるということで、シンポジウムでもそんなお話がありました。こちら辺は我々も肝に銘じておきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

私からは以上であります。

教育長から続いてお願いいたします。

○酒井教育長

11月13日以降の主な行事等についてご報告を申し上げます。

教育長部会でありますけれども、11月24日、それから12月15日と開かれております。人事異動の初期でございますので、退職者の確認、それに伴いまして新規採用教職員の配当について、そして異動希望者の傾向、他館からの本館内への異動者の傾向などについて、資料に基づいて今後の進め方について2回にわたって検討を進めているところでございます。

それから、校長会等でありますけれども、12月3日、現職と退職した合同の校長会、小山地区ということで、野木町、下野市、2市1町の校長先生方が集まりまして、前半の部分で新市民病院の島田先生からご講話をいただき、長生きの秘訣等についてご指導をいただいております。後半懇親会がございまして、88歳で高齢者叙勲に該当された方なども元気出席をされたり、あるいはお亡くなりになった人もいるなど、本当にさまざまな人生でございますけれども、意見交換をさせていただきました。

それから、翌12月4日には教務主任研修会がございまして、特に教務主任につきましては、次年度の教育課程の編成に入っていくわけでございますので、各学校の特色ある取り組みを求めたところであります。特に、重点としましては、学力向上対策の構築、あるいは子供の貧困対策、小中一貫教育の推進、さらには学校図書館のさらなる充実、読書推進、また体力向上対策等について指示をしてきたところでございます。

それから、所管しております幾つか会議が持たれたわけでありまして、校長、教頭等の代表を中心としますいじめ問題対策検討委員会、11月17日に行わせていただきました。年間2回あるうちの2回目になるわけですが、具体的に校長会、教頭会として各学校の取り組み、あるいは全体としての取り組みを促すような施策をいろいろと考えていただいたところであります。小山市ではオレンジリボン運動を進めているわけでありまして、子供の虐待のない社会の実現ということを目指した市民運動であります。このオレンジリボン、さらには虐待からいじめということにつなげて、子供たちにオレンジリボンを着用させることによって、そういった意識を持たせたいなどという意見。あるいは各学校でお昼の放送などがあるわけですが、本市で作成されました「まあいいところ」というオレンジリボンのキャンペーンソングを流していこうとか、具体的な今後の方向性についてお話し合いをいただき、校長2名が委員長、副委員長になっているものですから、発信をしてもらえるということでございました。

それから、25日、節電対策委員会、冬季になるわけでございますけれども、市としては震災前に比べて15%減程度を目指して節電に取り組んでいるところでございます。各学校におきましても当然地球温暖化防止、教育の一環としても推進していくということで、特に電灯のつけ方について、明るい日は窓際は消そうねとか、使っていない教室の電灯は消そうねとか、このようなことの徹底、あるいは待機電力の無用な使用がないように、使っていない電気製品については、コンセントを抜いてしまうとか、このような具体的な取り組みについて確認をしたところであります。

それから11月20日でありますけれども、地域連携教員、中学校の先生方に集まっております。子供の貧困防止、そのための学びの教室の充実のため、社会教育指導員と連携をとりながら進めていただきたいというようなことで指示をさせていただきました。

それから、学校給食関係、12月8日、和食の日でございますので、大谷、若木小学校に参りまして、モロのみそがらめ、特に今回はヤーコン、大谷地区で生産されているものがございまして、これのきんぴらをつくったわけでありまして、生産者に来ていただき苦労話などを聞かせながら子供たちに地産地消の意識づけを行ってきたところでございます。

翌12月15日にはホンモロコのカレー味のものを大谷北小学校で食べてまいりました。

その他にもあるわけでございますけれども、主なものについて報告をさせていただきます。

した。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、教育部長からお願いします。

○片柳教育部長

それでは、私から2点報告します。

1点は議会についてでございます。平成27年度第5回の市議会定例会につきましてご報告いたします。この議会の予定につきましては、先月報告したとおりでございますが、11月26日から12月18日までの23日間開催されました。教育委員会関係の提案としましては、新たに卒業後の一定期間市内に定住することを条件とし、返還額の一部または全額を免除する奨学金を導入するための奨学金貸与条例を提案し、議決をいただいたところでございます。

また、一般質問につきましては、本日配付しましたとおりでございます。9名の議員から14項目の質問がございましたので、質問事項と答弁の用紙につきましては、別冊のとおりでございますので、後ほどごらんをいただければと考えております。

次に、以前に委員の皆さんにお知らせはしたかと思うのですがけれども、文化の森予定跡地に栃木県のサッカーのトレーニングセンターを誘致ということで事務的に進めていたわけですが、あす栃木県サッカー協会へ行ってまいりますので、お見知りおきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、教育総務課長からお願いいたします。

○添野教育総務課長

教育総務課からは報告事項3点でございます。資料の3ページをお開きいただきたいと思っております。まず、寄附の受け入れ報告でございます。災害見舞金、それから災害義援金、絵画、蔵書等の寄附がございました。記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思っております。第62回教育文化保健体育功労者表彰式の挙行についてということで毎年実施しているものでございまして、本年は年明け2月4日午後4時から文化センターの大ホールで実施する予定でございます。教育委員の皆様にも出席のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思っております。小中一貫校に係る（豊田中学区）推進委員会の会議結果ということで、11月13日に豊田北小学校図書館で実施しました概要でございます。議事につきましては、基本構想の策定に向けて等でございます。質疑等は以下のとおりでございます。

まず、1番目には新設校に給食調理室をつくる予定はないのかということです。現在は豊田南小学校、豊田北小学校とも学校で調理しているわけではなくて、羽川西小学校にある共同調理場から運搬してきております。したがって、小山市全体の学校給食の供給も含めて考える必要がありますので、現在のところそういうことで給食調理室はつくる予定はないものでございます。

それから、2番目には、今の学校の予定地につきましては、豊田中学校そばということ

で、両毛線の南側を予定しております。まだ決定はしてございませんが、その場合に通学で豊田北小学校学区の児童は踏切等を渡ってくるということで、その安全性についてのご質問をいただいております。

それから、3番目が現在豊田北小学校で取り組んでいるコミュニティースクールについて、統合した場合の小中一貫校、中学校と一緒にした場合のコミュニティースクールについてはどうなるのかというようなご質問がございまして、基本的にはコミュニティースクールを実施している学校が入るということで、豊田地区全体で取り組むような考えを持っていますということでご回答しています。

それから、新設校における通学時の安全性ということで、用水路等への転落等が心配だということで、これらの安全性についてのご質問をいただきました。また、何階建てかというご質問でございますが、こちらにつきましては、今後その学校の規模等を考慮して設計の段階で決めていくということで回答をさせていただきます。

以上が教育総務課からの報告事項でございます。

○福井委員長

続きまして、生涯学習課長からお願いします。

○細井生涯学習課長

9ページでございます。小山市いじめ等防止市民会議についてご報告申し上げます。

今年度第1回を終わりました第2回目、昨年の取り組みを振り返り実践報告やいじめの撲滅のための熟議を行い、活動を進めるということで行っておりますけれども、関係団体の取り組みについて紹介し、いじめ防止啓発活動の持続化を図っていくものです。1月18日月曜日2時から4時半を予定しております。文化センター小ホールです。主な内容ですが、第1回で熟議された「大人の言葉遣い」について、委員及び関係団体が取り組んできたことを紹介し合い、今後も継続して、いじめ撲滅に向けてできることを確認してまいります。

以上でございます。

○福井委員長

続きまして、生涯スポーツ課長からお願いします。

○田口生涯スポーツ課長

10ページをお開きください。第2回ツール・ド・おやま2015の結果についてということで、11月7日に開催いたしました。1名ほどけが人が出ましたけれども、ほぼ順調に事業を行うことができました。皆様のご協力に感謝申し上げたいと思っております。

続いて、11ページでございますけれども、これは1月11日に行われます県南5市対抗駅伝大会ということで、当日は10時に足利市陸上競技場を出発しまして、12時過ぎに小山市立文化センター西側に戻る予定でございます。詳細は12ページに書いてございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、13ページ、今度は第57回栃木県郡市町対抗駅伝大会ということで、1月31日開催、栃木県庁を10時スタート、栃木市総合運動公園を折り返し、往復ということで、14時に県庁前ゴール予定でございます。詳細は次のページに出しておりますので、よろしく願いたいと思っております。

続きまして、15ページをお開き願いたいと思っております。市立体育館建設事業についてということで、以前基本設計の概要を説明させていただきましたけれども、このほど基本設計

は完了しましたので、こちらの説明と、今回の基本設計に基づいて概算、建設事業を算出したところ42億円という数字が出まして、その金額が大きいということで、今後PFI事業についての導入を検討するというので、この内容についてあわせて説明をさせていただきます。

詳細については、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お手元の資料です。よろしくお願いいたします。

○上野生涯スポーツ課市立体育館建設担当

それでは、体育館の建設工事の基本設計概要版につきまして簡単に説明をさせていただきます。A3版の資料をごらんいただきたいと思います。市立体育館建設事業につきましては、6月に大森一級建築事務所と契約を結びまして、基本設計、実施設計の事業を進めているところでございます。8月の定例教育委員会で平面図等の説明をさせていただきました。今回基本設計の概要版ができましたので、ご報告をさせていただきます。資料が多いので、要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページをお開きいただきたいと思います。計画の基本理念及び基本方針、趣旨、整備計画ということで、左のページですけれども、1の計画の基本理念でございます。下から9行目になります。「小山市立体育館整備にあたり、豊かな人間性とたくましさを持った人を育み、誰もが安心して利用ができ、ひとにやさしい健やかな施設づくりの実現を資することを基本理念といたします」ということで、そのような基本理念をもとに市立体育館を建設するというところでございます。

右をごらんいただきたいと思います。計画の基本方針ということで、健康づくりと競技スポーツの拠点小山市立体育館ということで、1番目としまして、市民利用を優先した小山市立体育館ということで、内容的には体力づくり、健康づくりをテーマとした運動講座などを開催し、幅広い年齢層の市民が気軽にスポーツができる環境の拡充を図ります、ということでございます。

2番目としましては、市民の生涯スポーツを目指した小山市立体育館、3番目としまして、スポーツイベントやスポーツサークル活動ができる小山市立体育館、4番目としまして、災害時に市民生活をサポートできる小山市立体育館ということで、災害時には要援護者を収容できる避難所としての施設整備を行うということでございます。また、災害時における救援物資の保管等防災設備を備えた整備をいたしますという基本方針でございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。左のページ、体育館の具体的整備計画といたしましては、1番目としまして、多様なニーズに柔軟に対応できる整備計画ということで、新競技や競技形態、種目の変化に対応していくということです。そして、2番目としまして、周辺地域との連携が図れる整備計画、3番目としまして、防災拠点としての整備計画、4番目としまして、誰にでもやさしい施設整備計画、建物全体のユニバーサルデザインとして利用される全ての人への配慮をいたすということでございます。5番目としまして、環境に配慮した施設整備計画ということで、環境に配慮した新エネルギー及びエコリサイクル建材等を極力導入をするということでございます。

右のページをごらんいただきたいと思います。基本設計の説明ということで、建設地につきましては、小山市大字塚崎ということで、緑の健康づくりの森地内に建設予定という

ことです。敷地面積は2万7,319.71平方メートルでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。施設につきましては、(4)規模、床面積6,593.86平方メートルでございます。建築面積5,589.78メートル、(5)構造、構造につきましては、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨づくり、2階建てというような建物になります。

右のページごらんいただきたいと思います。施設につきましては、設備としまして昇降機設備、エレベーター等。電気設備につきましては、太陽光発電設備、太陽光受電パネル20キロワット及び蓄電池10キロワットを予定しております。給排水・衛生設備、雨水利用設備ということで、散水等に利用する雨水の設備を設置予定でございます。空気調和設備。そして防災設備というような施設を設置する予定でございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。第二章の全体計画、配置計画ということで、(1)アプローチ、アプローチは、前面北側市道より歩行動線と車両動線が交差しないようにしています。人は、サブメイン出入り口より歩道を使用し玄関へ、車はメイン並びにサブメイン出入り口より駐車場へ誘導します。高低差がある場合は、特に車椅子利用者の障害にならないようスロープ等を設置したアプローチとなります。

また、(2)としまして車寄せ。玄関前ロータリーは普通乗用車、ワゴン車程度の大きさの車両が車寄せ可能です。コミュニティーバスの発着所やタクシー乗り場を設けます。

(4)駐車配置ということで、車寄せロータリーの東側に車椅子利用者用駐車区画5台、大型車両用駐車区画5台、一般車両駐車区画202台、駐輪場200台を設け、それぞれ動線に配慮をいたします。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。計画方針ということで、平常時、大会運用時、イベント開催等の利用形態に柔軟に対応可能なゾーニング計画といたします。アリーナを中心として、東側に控室、器具庫、資材搬入口、北側に一般利用者諸室、南西側にサブアリーナ、控室、器具庫、更衣室、トイレの水回りがあります。北西側に事務室等の管理諸室を設けることでスムーズな管理やサービス運営を実施することが可能となり、それぞれのゾーニング計画を示させていただいております。

それでは、次の7ページをお開きいただきたいと思います。1階の平面計画図でございます。(1)、各室へはエントランス及び廊下から直接各室に入ることのできる単純な動線計画といたします。また、競技終了時には多人数の利用者が退室しても支障のないよう、廊下、エントランスは十分な広さを確保しています。

(2)、事務室の北西側のピンクの部分ですけれども、建物全体を管理する駐車場と玄関を見渡せる位置に配置し、その他の諸室は機能的に配置します。

(3)、メインアリーナ、これは東側のオレンジの部分ですけれども、有効競技の床面積は38メートル×49.5メートル以上、有効天井高は12.5メートル以上を確保します。床材は、各種競技に適した弾力性のある床材、耐衝撃性のある壁材を採用します。

(4)、サブアリーナ、これは南西の部分ですけれども、有効競技の床は19メートル×35.7メートル以上、有効天井高は10.0メートル以上を確保します。メインアリーナ同様の床壁材を採用するというので、サブアリーナにつきましては、現在の県南体育館と同じぐらいの広さというような形になります。

(5)、メインアリーナ、サブアリーナは、中間位置に更衣スペース、トイレを設置し、

機能的に利用できるように計画をしております。

(6)、研修室につきましては、交流活動等に利用できるような空間構成としています。

(7)、更衣室・シャワー室は、ユニバーサルデザインを導入して、障害者、高齢者等さまざまな方が快適に使用できるように配慮をしています。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。2階の平面図です。(1)、2階観覧席への利用者の誘導に混乱のないよう玄関ホールに2階への階段、及びエレベーターを設置しまして、競技開催時の競技者、回覧者の動線が交差しないように計画をしています。

(2)、2階に固定式観覧席710席、車椅子席5席の計715席を設置をしています。

それでは、次の9ページをごらんいただきたいと思います。3番、観覧席の計画につきましては、2階は固定観覧席710席、車椅子席5席の計715席を設置しています。冷たさをなくすため広いイメージの観覧席となります。

そして、右につきましては、(1)として立面計画、外壁は落ちついたアースカラーを採用し、メイン屋根は寄棟形状の屋根を組み合わせた建物に変化を与えた計画といたしております。

(2)で断面計画を示しております。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。右側のページの6番目、利用者への安全配慮ということで、防犯対策としましてカメラを適切に配置しております。また、事務室からの非常放送や各室からの事務室へ緊急呼び出しとしまして、インターホンの設置も考慮をしています。

7番目として、ユニバーサルデザインの取り入れということで、アプローチ、段差のないフラットな床面等、ユニバーサルデザインに配慮をしています。

続きまして、11ページからは別添資料として資料をつけさせていただきました。11ページにつきましては配置図、そして12ページにつきましては1階の平面図、13ページにつきましては2階の平面図、14ページにつきましては屋根の形状、15ページにつきましては立面図、16ページにつきましても同じく立面図、そして17ページが断面図、そして18ページが完成予想図(外観)ということです。そして、19ページが完成予想図の内観です。20ページに概算金額ということで、以前にも説明させていただきました金額、概算金額、税込みの計が41億9,562万円となっております。

以上、早足で説明をさせていただきました。詳細につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、PFI等につきまして係長より説明をさせていただきます。

○阿久津生涯スポーツ課市立体育館建設担当

それでは、私からA4縦のPFI事業の概要という資料、A4横の市立体育館建設事業PFIを導入した場合の事業スケジュール案、この2つにつきましてご説明させていただきます。

まず、PFI事業の概要につきましてご説明させていただきます。

1つ目としまして、PFI事業は、公共施設等の設計、建設、改修、更新や維持管理、運営を一括して行う公共事業の手法の一つでございます。

2つ目に、PFIのメリット、(1)低廉かつ良質な公共サービスの提供、維持管理、

運営、コストが最も安くなるような設計、建設等が行われ、事業期間全体を通じた財政負担の縮減が期待できるものでございます。

(2)、財政支出の平準化、従来の公共事業の手法ですと地方債の発行と自己財源、それから補助金等で建設費を負担し、工期期間中にそれを支払う形で行われておりました。PFI事業につきましては、事業期間全体にわたって平準化した形で民間事業者に対して支払われることとなる、割賦払いみたいなイメージですけれども、厳しい財政事情の中でも必要な公共施設との整備が可能となることが期待されているものでございます。

(3)、民間企業の事業機会の拡大ということで、これはPFI事業をすることによって民間企業がこれに参加する機会がふえて事業機会の拡大が期待できるということでございます。

次に、2ページをごらんください。2ページの上につきましては、今ご説明した内容を表にあらわしたものでございます。左側の地方自治体のところ、低廉で良質な公共サービスの提供ができるということで、1、初期投資が少なく済む、それから2、財政支出の平準化、3、事業コストの削減等が期待できるというものでございます。

3つ目につきましては、PFIの事業主体。4つ目につきましてはPFIの対象施設をこちらに記載させていただいております。

次に、3ページをごらんください。5つ目、PFIの仕組みです。上の四角につきましては、従来の公共事業をあらわすものでございまして、地方公共団体が設計、建設、維持管理、運営、それぞれ別の会社にそれぞれの仕様、年度ごとに発注していたものを下の四角になりますけれども、PFI事業、設計、建設、維持管理、運営をする会社を民間企業が特別目的会社ということで設立しまして、地方公共団体はその特別目的会社と一括して長期で契約をするという形がPFI事業ということになります。

それから、次の4ページをごらんください。7つ目、PFIの事業形態、これにつきましては、いろんな事業形態がございまして、(1) サービス購入型、(2) 独立採算型、(3) その他ということで、今現在(1)のサービス購入型ということで、地方自治体がPFIの事業者 서비스에提供した対価をサービス料として払う形が一般的で、この形が多くあるようでございます。市立体育館につきましても、これを中心に、そういうふうにした場合はどうだろうということで検討を加えております。

最後に、5ページをごらんください。8つ目、PFIの事業方式ということで、これも事業の形で(1) BOT、(2) BTO、(3) BOOということで、まず建設をして、それから完成した後に運営、それから所有権の移転、これがそれぞれのタイミングで違ってございまして、今現在(2)のBTO、建設をし、所有権の移転をしまして、それで運営をするという形、BTOということで今これを中心に市立体育館はどうだろうということで検討を加えているところでございます。

次に、市立対応建設事業スケジュール案です。A4の横の資料をごらんください。初めの説明にもありましたように、今現在(1)のPFI導入可能性調査、建設可能な手法の検討ということで実施してございまして、今年度末、来年の3月末までにこの調査の結果が出てくることになっております。この中で、こういった事業の範囲、それからこういった方式をとるか、どのくらい期間を見込むかということで、これらを構築しまして従来の直営方式とPFI事業を比較し、民間事業者にこういった事業で参入する意向があるかどうか

か調査を加えまして、総合的な評価を行うものでございます。その結果、PFIの導入可能性があるといた場合には、(2)の平成28年、29年を駆けましてPFIアドバイザー契約ということで、コンサルと契約を結びまして、具体的に計画実施方針を決めまして特定の目的会社、PFI事業者と契約をするという計画になっております。契約をした後、平成30年から建設工事に入りまして、平成30年、31年で建設工事を行います。平成32年の夏にオープンをいたしまして、それから維持管理運営はいろいろ期間があるのですが、このスケジュールですと20年間運営を委託するという形になっております。

それから、欄外にPFIを導入した場合の費用見込みということで、建設工事について約42億円、それプラス事業期間中の維持管理、運営、金利等事業に係る全ての費用がここに当てはまります。この費用につきましては、現段階で把握できるスケジュールをもとにしたものでございまして、本当に超概算でこれにプラスアルファということで、PFI事業費については、約42億円プラスアルファということで、それを事業期間の20年で割りますと約3億円プラス20分のアルファということで、1年間に事業費が払われるのは3億円プラスアルファというような結果が出ております。この具体的な数字につきましては、PFI可能性調査の中でも算出しておりますので、また結果が出ましたらご報告申し上げたいと思っております。

それから、1枚めくっていただきまして、今度はPFI事業を導入した他市体育施設の整備状況ということで、類似したPFI事業を用いた整備、ほかの自治体を平成17年から平成30年ということでありまして。ここには記載がないのですが、栃木県でも総合スポーツゾーンの東エリアということで、新体育館と屋外水泳場の事業をPFI事業で進めておりまして、今、県においてその事業者の選定作業を行っており、平成29年度から設計に入りまして、平成33年3月に完成予定で事業を進めているようでございます。

最後に、その裏側をごらんください。これは、市立体育館が本来一般的には設計から建設、管理運営、維持管理ということになりますが、今現在、先ほど設計業務が入っておりませ。今年度で設計が終了しますので、設計が終了した後に建設工事からPFIを導入した自治体の参考に4つの事業がありますので、参考に載せさせていただきます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○福井委員長

生涯スポーツ課長はそれでいいでしょうか。

○田口生涯スポーツ課長

済みません、あともう一つ、大会結果の報告がございまして。

16ページをお開きください。大会速報ということで成績を載せてあります。特に11月29日の白鷗大学、大学バスケットボール準優勝ということで、2年連続の準優勝なので、来年はぜひ優勝を目指したいということで話がありました。

以上です。

○福井委員長

それでは、続きまして、車屋美術館副館長からお願いいたします。

○鈴木車屋美術館副館長

17ページです。件名は、第34回企画展「齊藤鷗舟—小山で描いた30年」ということございまして、齊藤鷗舟は昭和32年に東京から小山に転居してまいりまして、亡くなる昭和

62年までの30年間、小山で日本画を中心に制作活動をしていた画家でございます。期間につきましては、平成28年2月の20日から3月の27日ということで、休館日、開館時間、観覧料については下記のとおりです。

関連事業といたしまして、オープニングセレモニーとギャラリートークを2月20日、初日なのですが、実施いたします。そのほか民話語り、学芸員によるギャラリートークを下記のとおり実施する予定です。

以上です。

○福井委員長

報告事項につきましては以上であります。

これらについてのご質問、ご意見などをお伺いいたします。

新井委員、どうぞ。

○新井委員

3ページの寄附受け入れのところのシャドウボックスというのは、どういったものなのでしょうか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

シャドウボックスというのは、大変申しわけございません。箱だと思っておりますが、細かいところまでは。

○細井生涯学習課長

サイズはいろいろなのですが、結構講座でも各公民館でシャドウボックスとか取り入れているのですが、壁に掲示できるくらい大きさですかね。そこに引っ込んだり出たりの凹凸があります。

〔「立体的にね」と呼ぶ者あり〕

○細井生涯学習課長

そうですね。立体的な絵画風のオブジェにもできます。

〔「どういうふうにするのですか、これ」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

シャドウボックスというのは、美術、工芸の一種ですよ。

○細井生涯学習課長

工芸ですよ。

○福井委員長

だから飾り。

○新井委員

飾り。

〔「そういう芸術作品……」と呼ぶ者あり〕

○細井生涯学習課長

作品になっています。

○福井委員長

芸術作品ということではなくて工芸品です。

工芸品だからキットで売っているのですよ。

○細井生涯学習課長

作品のテーマが決まって、そういう作品を箱にくり抜いて、立体的に紙を遠近法で飛び出しているような感じで。そんなに難しいことではない。小さいものから大きいものまでいろいろ。ニスで光らせたりいろいろ技法がありまして、やはりそんなだまし絵のようなものです。何か表現が……

○福井委員長

西口委員、どうぞ。

○西口委員

デコパージュの一種だと思うのですけれども、ボックスだからといって箱とは限らないのです。額のようにかけて見て楽しむ、3Dの感じで、いろんな手法があるので見てみるとわからないですが大変時間のかかる作業です。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

西口委員、どうぞ。

○西口委員

10ページの生涯スポーツ課のツール・ド・おやま2015の件なのですけれども、おけがをなさった方がいらしたということなので、そのけがの程度と、原因がわかってらっしゃるのでしたらお願いします。

○福井委員長

生涯スポーツ課長。

○田口生涯スポーツ課長

競技者1名について、萱橋の工業団地の先あたりで信号に目をとられていて、縁石に乗り上がってしまつて転倒したと。本人は意識があつたので、自分で救急車を呼んだということで、同時に走路補助員が駆けつけて状況を確認したということでした。状況については、左鎖骨の骨折ということで、救急車で小山整形病院に搬送されました。けがをした方の自転車を預かっていましたので、それを返却した際には、あと1週間ぐらいで職場復帰ができるということで、この手術した後は自宅療養を続けていたということでございました。本人の弁ですと、非常に楽しんでいただけども、自分のうっかりミスで皆様にご迷惑をかけて申しわけありませんというコメントをいただいています。

以上です。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

このA3の資料、体育館の説明で、4ページの右上、エレベーターの速さですけれども、こんな速いエレベーターが必要なの。

○福井委員長

1秒間に45メートル、これ間違っている。

〔「20階ぐらい行っちゃう。相当速い」と呼ぶ者あり〕

○上野生涯スポーツ課市立体育館建設担当

違いますね。私が聞いているのは一般的なエレベーターです。

○神山委員

安心しました。

○福井委員長

福地委員、どうぞ。

○福地委員

体育館のことなのですが、体育館そのものではなくて、そこに対するアクセスです。県南体育館のところもすごく循環が悪くて、入りにくく出にくいので、そのアクセスがうまくできるように考えていただきたいと思います。

○福井委員長

回りの道路の状況ってこと。

○福地委員

はい。

○福井委員長

どうぞ。

○上野生涯スポーツ課市立体育館建設担当

現在、緑の健康づくりの森付近につきましては、国道30号線という南北に走る道路がKDDIの方向、それを中心に今度は東西に、市立体育館の北側を通る道があるのですが、それが現在は途中までしか工事はしていませんけれども、市立体育館がオープンするまでにはそれは大戦防線まで抜けるという形で土木課とも打ち合わせをして、今用地買収に入るといような話も聞いております。ですので、その道をアクセス道路として利用することを考えています。

以上です。

○福井委員長

ほかにどうでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

では、私から。同じ市立体育館関係で、このPFIの導入ということではありますが、例えば先ほどの説明書のPFI事業の概要の3ページです。ここで、従来の形とPFI事業と比較して書いてある、これはわかりやすいのですが、契約期間がその後の説明を聞くと非常に長期にわたる計画になりますよね。ここら辺は、その契約のいろんな要件が非常に複雑に入ってきているのですが、例えば特別目的会社SPC、これがいろんな設計、建設、維持管理、運営というふうに多岐にわたっているわけですが、これなんか多少時間差があるのでしょうか、SPCの契約の段階で非常にチェックするのが難しいのかなという気がするのだけれども、そこら辺の問題点というのはどうですか。例えば、維持管理運営は長期にわたりますけれども、ここら辺の20年という計画は、なかなか見積もりしにくいと思うのですが、そこら辺の見通しというのはどんなふうになっていますか。

○阿久津生涯スポーツ課市立体育館建設担当

このSPCにつきましては、A4の横長の資料、2枚目をめくっていただきますと、真ん中から右側にSPCということで、他市の例が載せてあります。1番の加古川市ですと神戸製鋼所とか鹿島建設とか、それからその下の都市、墨田区ですと新日鉄エンジニアリング、鹿島建設、フジタとかセントラルスポーツ等があります。こういったそれぞれの設計ですとか建設とか維持管理等の業者が1つになって会社をつくりまして、その中で計画を分けて、契約に当たりましては、先ほどもスケジュールのところでアドバイザリー契約をコンサルと結ぶということでご説明させていただいたのですが、かなり専門的な知識を要するものですから、そのコンサルと打ち合わせをしながら契約書等そういった作成も進めていくということで、そのコンサルについては、そういうPFIの事業を以前から行っている、業者と契約をして、そういった漏れや補正がないように進めてまいりたいと考えております。

○福井委員長

コンサルを通してということでありまして、今話題になっているマンションのくい打ちの問題、あれもどのぐらいまでくいを打ったかとか、チェック会社、検査会社がありますよね。検査会社とそのくいを打つ業者が、ある意味同じ系列というか、癒着しているみたいなのところがあったのだよね。例えば運営会社とか維持管理会社、建設会社、設計会社とありますけれども、ここら辺の同じ系列の中で全部やってしまうということになると、非常にある意味幾らでもシュールな見積もりが出てきてしまうという可能性があるのですが、そこら辺のチェックというのは本当に厳しくしていかなないと、なかなか厳しいことになるかなと思うのです。だから、ただ単にコンサルに任せたからということよりも、むしろそういうつながりがどうなっているかとか、そこら辺のところを行政としては、何かチェックする必要があるのかなと。コンサルを通してでもいいのですが、そこら辺をきちっとやっていかないとこれ甘いよと言われる可能性があるのです、そこら辺気をつけてもらいたいと思います。

○阿久津生涯スポーツ課市立体育館建設担当

済みません、説明が漏れておりました。この契約とは別にモニタリング業務というものがございまして、そのモニタリングは、例えば設計がうまくきちんとなされているかどうか、建設がなされているのか、業務の維持管理がなされているのかということ、全く別会社1社と自治体がモニタリングという運營業務を結びまして、そこにSPCがきちんとして契約に基づいたことを実行しているかということもこれからやる予定でございますので、その辺もあわせて検討してまいりたいと考えております。

○福井委員長

市のその担当部署というのは、具体的に言えば、どこになるのですか、

○田口生涯スポーツ課長

基本的には生涯スポーツ課が受けて、土木工事になりますから、土木建設技師のいる課に委託を出すという形になります。一般的には担当課で予算はとり、工事については、その土木建設担当部署の課に依頼を出すというふうな、従来と同じような形になると思います。

○福井委員長

これだけの事業ですから、しっかりした組織で対応しないといけないと思います。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

今の問題だけれども、現実の問題として、どのようにくいを打ったか等はチェックできないのですよね。くいを打っているときに誰か立ち合っけて目を光らせていても、本当に岩盤まで届いたかどうかというのは誰もチェックできない。やっている人を信用するしかないのですよね。それから、どんなコンクリートを打ち込んだかというのもチェックできないのですよね。配合割合だとか硬化材だとか、そういうのをどれだけ入れたか等チェックできないのですよね。データは全部つくってきますけれども、データを信用するしかない。マンションの工事もデータ信用しただけで、通して大失敗したわけだけれども、その辺で信用できる業者が選べるかどうかなのです。市で発注する場合には、市の建築課等がチェックすれば市の責任ということになるのだけれども、業者に任せますと、まずSPCを受ける業者が信用できるかどうかです。問題があったときに全責任が負えるかどうか、そういうのもちゃんとチェックしないとけないと思うのです。マンションの場合は、発注者は全部逃げたのですよね。下請が責任とらされて責められています。実際にやったのは孫請、ひ孫請なのだけれども、下請だっけどどこまで責任とれるかということ、とれない問題なのだよね。発注者は小山市になるわけだけれども、よほど目を光らせて信用できる業者を選ばないと大変なことになっていくのだと思うのです。その辺注意していただきたいと思うのです。

以上です。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

では、ほかになければ、報告事項については一括して承認するという形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、報告事項につきましては、承認ということで終了いたします。

続きまして、審議事項に入ります。

議案第1号 絹中学区小中一貫校の制度方針についてということであります。

これについての説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

18、19ページをごらんいただきたいと思います。19ページ、絹中学区小中一貫校の制度方針についてということでございます。

学校教育法等の一部を改正する法律ということで改正がありまして、来年4月1日から施行されるということで、このたびの改正では学校教育制度の多様化、弾力化を推進するために、現行の小学校、中学校という枠組みに加えまして、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校という枠が新しく学校種として追加されております。このことから、このたび平成29年4月に開校を予定しております絹中学区の小中一貫校、に

ついて、小学校と中学校を1つにした義務教育学校として設置しようとするものでございます。

20ページをごらんいただきたいと思います。平成29年度に開校する絹中学区の小中一貫校開校に向けた制度方針についてということで、小中一貫校の類型としては、義務教育学校とするということで、1名の校長のもと、1つの教職員組織の枠組みで9年間の教育活動を行うというものでございます。

このたびの絹中学区の小中一貫校については、敷地が隣接しておりますので、渡り廊下を設置しまして上履きのまま行き来ができるという体制をとりたいと考えております。このような義務教育学校とした場合のメリットでございますが、まず1番目に、これまではそれぞれの学校の教員が中学校とか小学校に出向いて授業を行うというものについては制限がありました、義務教育学校となることでその制限が解消されるということがあります。

2番目といたしましては、特に小規模校であります絹中学校については、やはり教員の定数の関係で専門的な、例えば技術家庭の先生が配置されていないとか、そういう専門教員が配置されていないという都合がございました。こういう課題についても、小学校あるいは中学校に、なるべくそういう専門性を持った先生を配置することが可能になるというか、そういうふうな方向性で配置することが人数枠、全体ではふえますので、そういうことも可能になるだろうということで、不足していた専門外の教員というものが補えるのではないかと。また、そんなようなことから専門的な知識、技能の指導が充実して学力や体力の向上が期待できるだろうと。それから、また9年間を見通して総合的に考えることができるということで、教育活動においてさまざまな工夫、取り組みが期待できるであろう。そして、この新しい9年制の学校が誕生することによって小中一貫校に取り組む先進校という意味で、県内外に積極的にPRすることができるというふうに考えております。

一方、課題としましては、特に梁、そして延島の小学校の児童については、学校統合による環境の変化ということで、それに対するサポートが必要ではないかと。また、義務教育学校への移行ということで、初めての経験ということもありますので、学校側での準備期間、これのサポート体制というものが必要だろうというふうに考えております。

今後のスケジュールでございますが、年明け1月にそれぞれの学校の教職員へ方針を説明、そしてその後来年度からのスケジュール、そして各種教育活動計画の策定を進める予定でございます。

資料といたしまして、カラーで小中一貫教育の全体の制度設計、そして学校教育法等の一部改正する法律案の概要ということで資料を用意させていただきました。A4横のほうを見ていただきますと、現行のものと改正後のものの比較がわかるかと思います。義務教育学校の場合には修業年限9年、ただし転校等の円滑化のために前半9年、小学校課程中学校後半の中学校課程という学校の区分は確保できるだろうということでございます。

それから、教育課程については、9年間の教育目標の設定であるとか、9年間の系統性を確保した教育課程の編成、そして組織としては、1名の校長、1つの教職員組織ということ、教頭あるいは校長については2名程度が想定されております。

以上、雑駁ですが、平成29年度開校に向けての制度方針についての内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○福井委員長

確認ですが、今後の予定として条例の改正も予定されています。これは、具体的にはいつまでにとというのはあるのですか。

○添野教育総務課長

条例の改正については、学校名の検討について、現在絹中学区の地元の推進委員会で学校名についてのアンケートのご説明を12月10日に推進会の中でご説明させていただきました。内容についての手直し等があるのですが、年明けまして遅くならない時期に、遅くとも2月ごろには絹地区の地域の皆様に学校名等についてのアンケートをとらせていただきます。その後教育委員会、当然ご審議、それから庁議にかけて学校名を決めさせていただいて、6月の市議会に議案を提出したいと考えております。

時期的にはそのぐらいの時期に決めないと、やはり来年4月の開校にいろいろなものの準備が間に合わなくなる可能性がありますので、なるべく早い時期に決定をしたいと考えています。

○福井委員長

それでは、議案第1号についての説明は以上でありますので、これについての審議をお願いいたします。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

ここで理由に、渡り廊下でつながって書いてあるのだけれども、結構離れていませんか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

福良小学校の建物から絹中学校の校舎までは離れているのですが、絹中学校のほうは、ちょうど福良小学校との境目のあたりに体育の倉庫等があり、その西側にプールがあるのですが、その間のところにちょうど雨よけがありまして、コンクリートのたたきがありまして、そここのところからずっと校舎まで行けるのです。ですから、ほとんど福良小学校の際まで屋根がついたそういう廊下みたいのができている状況です。ですから、福良小学校から体育館の脇を曲がっていくと60メートルぐらいの渡り廊下をつくることで連続して雨が降ってもぬれないで行けるような体制がとれるということでございます。

○神山委員

フェンスを取ってしまっただけではだめなのだ。つながらないとだめなの、一貫校にならないのだ。

○添野教育総務課長

先進校の中で中学校と小学校の校舎が分かれているところがありまして、呉市の小学校ですけれども、ここは渡り廊下でつなげてあります。やはり移動ということになりますと、一々靴を履いて雨の中を、傘を差していくのでしょうかということになってしまいますので、フェンスにつきましては、部活あるいは学童野球で使っている場合もあるので、全部取り払うということはしなくてもいいのかなと考えています。ボールであるとかいろいろなものが反対側の敷地に行ってしまうので、フェンス全部取り払うということはしないほうが、かえって環境的にはいいのかなと思います。

○福井委員長

ほかにどうですか。

福地委員から先にどうぞ。

○福地委員

教員の件で心配しているのですが、小学校免許ですと小学校でしか教員ができないわけですね。この形にしますと、十分な教員体制というのとはとれるのでしょうか。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

こちらの制度設計のところの組織というところ、赤い枠。教員は原則小中免許を併有となっておりますが、その下に、当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ免許の併有を促進ということで、当面の間はいいですよということなのです。ここで小学校免許で中学校ということなのですが、中学校免許で小学校課程の子供を教えるでもいいのです。指導可能としという、これ意味が違うのですが……

○福地委員

そうなのです。

○添野教育総務課長

そういうふうを書いてあったのですが、これにはそういうふうには書いていないのですけれども、可能ですということなのです。

○福地委員

原則的にはいけないわけですね。

○添野教育総務課長

原則はそうです。ただ、その義務教育学校をつくり出すということになったときに、すぐにそういう教員ばかり集めるのかということになってしまいます。小山市内には現在、小学校の先生で中学校の免許を持っている先生が80%ぐらい。中学校の先生で中学校の免許のほかに小学校の免許を持っている先生が、たしか45%ぐらいいらっしゃるということなものですから、十分対応は可能だというふうに考えています。

○福井委員長

ほかに。

西口委員、どうぞ。

○西口委員

渡り廊下でつないでいるといっても離れているわけなので、お一人の校長先生でということなので、校長先生の手腕が大変問われるといいますか、重要なことになるのではないかなと思っておりまして、平成27年、28年、29年、もう間もなくなるので、そういったことに向けての準備段階に入っていらっしゃると思うので、人選とかそういうものは質問できないと思うのですけれども、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○福井委員長

新井委員、どうぞ。

○新井委員

運動場のことなのですが、分かれているということですね。一緒に運動をする

とか、そういうところではなくて、小学校用の校庭の運動場とかというふうに分かれているのですよね。

○福井委員長

教育総務課長。

○添野教育総務課長

現在の中学校と小学校をそのまま渡り廊下でつなぐという形態をとりますので、それぞれの校庭はそのまま確保できます。したがって、いろんな今後可能性が、例えば6年生や5年生を中学校の校舎に入れるということも考えられますし、そうすると小学校は少し少なくなるのですが、どちらにしても校庭は完全に2つ、現在小学校と中学校の校庭がありますので、一緒ということ、特に低学年と中学生が一緒の校庭でということはないと思います。ただ、運動会等は一緒にやるかどうかという、これはまた学校で検討していく話になるかと思うのですが。

○新井委員

何か危ないかなとか思ったものですから、そういうのはないですよ。

○福井委員長

完全に離れているので大丈夫です。

○添野教育総務課長

あと、中学生は休み時間に校庭に出て遊ぶということはないので、危険性というのは、非常にないかなと思っております。

○福井委員長

神山委員。

○神山委員

9年間が一緒になっても危ないとかそういうことは全くありません。私は経験しています。運動会も一緒にやりましたし、遊ぶのも一緒にやりましたし、けんかするのも一緒にやりましたし、別に危険だとかこういうのは全くありません。大丈夫です。逆に、年が9つも違う人が一緒にいるということは、プラスの効果が出てくるはずですよ。

○福井委員長

教育総務課長。

○片柳教育部長

参考なのですが、今回大雨で私の地元、藤岡なのですが、部屋小学校が水没しまして、藤岡第二中学校へ藤岡第二中学校は絹中よりもっと小さくて、部屋小学校も小さいのですが、やりましたら、非常によく中学生のお子さんたちが小学生と一緒にやってくれたので、小学校へ帰るときに逆に一緒にずっとやりたいということで、神山先生がおっしゃったように、全くそういう心配はないようです。逆に、中学生とかが小さい子を見て、自分たちがお姉さんお兄さんということで面倒見るので、すごくよかったというような話を聞いております。ですから、絹小中学校について一貫ということになると非常にいい結果が出るのかなと私は思っております。

○福井委員長

ほかにどうでしょうか。

[発言する者なし]

○福井委員長

私から、こちらの資料に書いてあるのですが、小中一貫校教育で2つの型があって、義務教育学校というのと、それから小中一貫型小学校、中学校というふうに分かれています。この中で、さっきも教員の配置の問題でもあるのですが、この制度化に伴う主な支援策ということで、9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置ということと、それから小中一貫校でこの円滑を行うために教員を加配する措置と、こう書いてありますけれども、ここら辺の違いというのは、具体的にはどんなふうになりますか。これは人事的な内容なので、教育長か教育総務課になりますか。この文面からだと具体的な変化というのは、例えば先ほど説明があったように、教員がその専門性を生かして専門の教員が指導できるような形をとれるというようなことで、メリットとして挙げられていましたけれども、そういう具体的な問題としてはどんなふうになるかというのがわかれば。

教育長、どうぞ。

○酒井教育長

これ文言上の違いだけというふうに考えていただければいいと思うのですが、定数は市なりあるいは県で、この学校については何名と定めて、それを入れていく。加配というのは、小学校に何名、中学校に何名と決まっていて、そこに追加して配当するので、裏づけがないので、もう出さないよと言われてたらそれで終わってしまう。だから、将来的に教員が、例えば1名追加して定数内として置いていただけるのか、経過措置として3年間だけ加配で配当されるのかというふうに保証の度合いが違うというふうに、これは解釈していただいてもいいのだと思うのです。文言だけの部分です。定数措置、それからもう一方は教員加配用措置、この違いはそういうことであると。

○福井委員長

もう一つは、こういう具体的な基準というか、それは文部科学省からある程度示されて、それに基づいての義務教育学校としてメリットというのは、どんなところですか。

○酒井教育長

定数の部分。

○福井委員長

その教員の質の問題、専門性を生かせるというようなことで、例えば極端な話、逆に心配すると小学校、中学校の併有免許を、併有でいいですよということになると、減らしてもいいのではないかという話になってしまう可能性もありますよね。そうすると、逆に減ってしまうようなニュアンスにもとれてしまうのだけれども、しっかりした教育内容を担保するにはどうしたらいいかということをおね。

教育長、どうぞ。

○酒井教育長

簡単に言えば、小中一貫校というのは小学校が6学級になりますから、6学級の中で県では今定数基準を持ってきていないので、はっきり言えませんけれども、担任が6名、中学校の場合には学級数の担任を配当するのではなくて、ある程度の教科を保証しなくてはならないので、全体で何名というふうに定数措置がなされているわけですよ。これが一体化になるわけですから、やはり国の省令であるとか、国が国保負担でお金の払っている

部分がありますし、残りは県で半分払っているわけですから、今度は国の省令と、県は条例か何かで決まっているわけですから、その辺変わってこないと私どもは軽々にこれは言えないという部分があります。その省令を11月に変えますよと言っているながらそれが通知が来ていない。年内に変えますよと言っても来ていないということなので、まだ軽々にこの辺の問題については、発言できないところがあるのではないかと。ただし、現状で考えてみたときに、絹地区の場合、小学校の中に家庭科の免許証を有する教員がいます。絹中学校には家庭科の免許を有する教員を配当すると、これ週に何時間でしたか。

〔「1年生と2年生が1時間ずつです。3年生が週2時間です」
と呼ぶ者あり〕

○酒井教育長

その少ない時間数を持った教諭を入れて、例えば週に1学年4時間もあのような数学の教員を減らすということになると、今度は数学がこの家庭科の免許を持っている職員が教えなくてはならないということになっているので、現在やっているのは、数学なら数学は担保しておいて、この教諭分が入ってこないで、ほかの免許を持っている教員が家庭科をやると。あるいはその部分を県で、今要するにやる時間だけ配当してくれる制度があつて、臨時的に入れてくれる教員がいる。これが9カ年制度学校になっていくと1つの学校ですから、またもとに戻りますけれども、小学校で家庭科を持っている教員がいます。小学校の担任をやりながら中学校のその4時間分だけ中学校の教室に歩いてきて家庭科を教えることが可能になっている。あるいは逆にその分数学を2名入れると時間が余ってしまう。その部分について小学校の、しかもその教員が小学校の免許を有していれば、小学校の6年生とか小学校の5年生を、現在極端に言えば社会科の免許を持っている先生が国、数、社、理、英、全部教えなくてはならない。今数学の問題が話題になっていますけれども、数学の時間を中学校の校舎にいる先生が小学校に歩いて行って数学を、教科担任ですから、持つことができる。当然専門的な教科の免許証を持っている先生のほうが、教え方は期待できるのではないかとということで、それが自由に教員が9カ年のうちのどこの担任でもどの学年でも授業ができるようになるので、ただ中学校の免許しかない教員が小学校で教科を教えるわけにはいかないですから、これはやはり中学校に偏ってしまう。小学校の免許しかない教員が幾ら算数、数学が得意であっても、数学のことを教えることはできない。ですから、それをバランスよく小中学校に2年間、3年間かけて今配置させていただいていますので、平成29年度までには2回人事異動ができますから、上手に配置をしていけるのではないかと。当然管理職も1名ということですから、両方経験している校長がやっぱり望ましいかもしれませんし、今の小学校の校長をそのまま中学校に上げたほうがいいのかもかもしれませんし、その辺については、県教育委員会とよく連携を取りながら配置していくことを考えています。

やりやすくなって子供たちのためになる。しかも、栃木県内も既に小中、この形の学校は旧栗山村にありますから、ここは1つの校舎の中に小学校と中学校があつて、本当に小さい学校ですけれども、校長は当然1人でやっていたわけです。全国的には校長1人でやった小中一貫校のほうが普通の小中一貫校よりも効果が上がっているというデータも出ているので、やはり校長は1人のほうがいいのではないかと。ただし、県としてどういう制度設計をしていただけるか。校長は配置しておいて、教頭は当然校舎が2つありますから、

2名配置してほしい。事務職員も保健の養護教諭についても2名配置してほしいと、要望しておきます。校長の場合には、副校長という制度を制度化してもらえるかどうかはこれからの県の教育委員会の詰めになってくるのだろうと。ただ、間違いなく校長1名のほうが成果が上がっているというところについても、そういった先進的な事例を生かしてやっていきたいと考えております。

○福井委員長

そういうマネジメントの部分、管理の部門もきちっと充実をすると。それと同時に、本当に2年間の課程において、今教育長の説明聞いて安心しましたけれども、そこら辺は本当に小山市で初めてのスタートになりますので、しっかりしたそういう教育体制とれるような人事の配置をするということで、しっかりとお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

神山委員、どうぞ。

○神山委員

この義務教育学校にすると、当然カリキュラムの進度が変わってくるのではないかと思うのです。小学校6年が終わると中学校の授業選択が出てきますよね。そうすると、義務教育学校とほかの小学校で進度が違くと選択して入ったときに、それは教わっていない範囲だとか、教わった範囲だとか、そういう可能性が十分あると思うのですが、その辺の中学校の選択制をどうしていくかということも考える必要があるのかなと思うのですが。

○福井委員長

それは私立も含めて。

○神山委員

そう。

○福井委員長

教育長、どうぞ。

○酒井教育長

例えば、これが制度化されて絹で導入した場合に9カ年制の学校になります。1年生から9年生。ただし、1年生で教えることは、ほかの学校の小学校1年生が教える内容しか教えられません。ですから、6年生で教えている内容は、ほかの学校のいわゆる6年生が教えている内容しか教えることができません。6年生が終わった時点で、どんな形にせよ、小学校の課程を終えたという証書は出さなくてはならない。これが卒業式になるのか修了式になるのか、これはまた別問題としまして、あくまでも中学校1年でほかの学校で教えているものを7年生で教えるしかならない。つまり、それを先取りして、8年間で本当は9年分教えてしまいたいのです。ところが、それは制度上できないことになっております。ではどこが違うかと言ったら、先ほどの誰がどういうふうに教えていくかという話と、例えば道徳教育などで、本学では親切にする心を重点化していきましようということで、9カ年間を通して小学校科の発達段階に応じて、その学年でできるような制度は生かしていきたい。ですから、数学なら、これを例えば本市として、いわゆる関数の部分が弱いから小学校1年から関数の部分について若干重きを置いて指導をつなげていきたいとか、こういうことは、できると思います。ですから、例えば本場結城紬であるとか、あるいは渡良

瀬遊水地について学習ブックというのを市でつくっていますから、そのところを総合的な学習の時間で重点的に、絹地区においては自分たちのふるさとの学習をしっかりと時間をとってやっつけていける。あるいは防災教育プログラムについては、8年分小山市で事業計画をつくっていますから、それをしっかりと小学校1年生から中学校3年生までの間に意図的、計画的に位置づけて、それをしっかりと指導できる、こういうふうな縦のつながりでしっかりとした軸をつないでいくということは、やっぱり有効なところではないかなと考えています。あくまでも横の線は、それは乗り越えられないというのが今の制度だと思います。

○福井委員長

ほかにいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○福井委員長

それでは、議案第1号のこの制度方針についてということではありますが、これについて原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第1号につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第2号に入ります。小山市通学区域検討委員会からの答申ということでもあります。これについての説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

議案書の21ページからをお開きいただきたいと思います。議案第2号につきましては、小山市通学区域検討委員会からの答申についてということで、本教育委員会の定例会は、昨年の12月に諮問案ということで諮問をいただいたものでございます。その後手違いがございまして、しばらく通学区域の検討が、設置がおくれまして、今年度に入りましてやっと通学区域の検討委員会が設置できましたので、そちらについて教育委員会からの諮問を出させていただきます。

諮問の内容につきましては、24ページでございます。日付につきましては、ことしの日付とさせていただきます。思川西部土地地区画整理事業地内の学区についてということで出させていただきました。

23ページが答申書になります。10月30日に第1回の通学区域検討委員会を実施いたしまして、その中で諮問、そして審議をいただきました。そして、12月の16日に答申案の審議をいただきまして、決定していただいたところでございます。通学区域検討委員会の委員は、記載のとおりでございまして、会長、副会長が市議会からの推薦。大塚氏、大関氏、齋藤氏、渡辺氏、柿崎氏までが自治会連合会からの推薦。鶴飼氏、田村氏が小山市のPTA連合会からの推薦。菊地氏、市村氏、柏崎氏が小山市校長会からの推薦という委員構成でございます。

答申書の結論でございます。第1として、本委員会の結論ということで、小山第一小学校、小山中学校の学区とすることが妥当であるということでございます。理由といたしまして、当該区域は、既に市街化区域に組み入れられ、事業完了時には新しい町の区域とな

ることや、通学距離がより近く、歩道整備の観点からも安全性が確保されていることを考慮したというものでございます。

なお、附帯意見がございます。附帯意見の内容につきましては、後の27ページもあわせて、ごらんいただきたいと思っております。附帯意見につきましては、27ページの図面の右側に点線で囲った黄色い部分でございます。赤い線が学区の境でございます。赤い線の右下が小山第一小学区、小山中学区です。そして、大部分の思川西部土地区画整理事業区域を含みます左上のほうが豊田南小学区、豊田中学校区になっております。今回は、この斜線になっております思川西部土地区画整理事業区域内の学区についてというものでございまして、そうしますと、この赤い線と学区の間、そして県道栃木小山線で囲まれた三角地帯が、道路を挟んで反対側が豊田南小学区なのですが、ちょうどこうすっぽりと道路で区切られて浮いてしまうようなことがございました。ということで、今回の諮問内容の対象外であるが委員会として次の意見を付すということでございます。小山栃木都賀線、県道と区画整理事業区域に挟まれた現在豊田南小学区、豊田中学校区の区域については、分断されて残されるということになっております。当該区域について、立木下自治会でございましたので、既存の豊田中学校区のまま確認しましたところ、残してほしいと意見があるということ。また、現在当該区域には児童生徒が居住していないということから、現時点では現行どおりで支障がないと思われるが、将来地域からの要望等があった場合は、再度通学区域の検討を要するものとするという附帯意見をいただいております。

以上が答申書の内容でございます。

なお、今後につきましては、この答申を受けて教育委員会でご審議をいただいて、この答申のとおりということであれば今後庁議、そして議会のほうのご説明をさせていただくということになります。

なお、この通学区域につきましては、区画整理事業区域の一部がまだ分筆がされていないで、1筆が区域の内と外に分かれてしまいます。ということで、地番で表示するのが非常に難しい状況にあります。ですから、その点については、学区の規則の改正、こちらについては、もうしばらく先になると考えています。ただ、この区域の学区については、このように決定したいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○福井委員長

ただいま議案第2号についての説明がありました。これについての審議をお願いいたします。

私からいいですか。今附帯意見として、この27ページの黄色い三角の部分、これを現状どおりにするということではありますが、小学生が現状いないということですが、考えてみると、これは一番小山第一小学校に近いのですよね。だから、小山第一小学校に行くのが自然かなと思うのですが、それは地元の人の要望ということではありますが、これは将来、例えば住民の人が入って、近い小山第一小学校に行きたいよといった場合は、これは可能なのでしょうか。そういう事例も出てくるのが考えられると思うのだけれども、どうですか。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

それにつきましては、この答申書の中にも記載されているのですが、そういうご要望が出た場合には、再度この通学区域の検討委員会等に諮らせていただいて、どうするかということについては、また検討させていただきたい。

あと、現状では、この区域の中に、ちょうど黄色の三角のすぐ左側に家の形があるかと思うのですが、そこに小学生がおります。現在この小学生は小山第一小学校に通っているという現実もございます。ですから、通学区域を変更しなくても可能性はある。ただ、原則的にはやはり指定校に通っていただきたいというのが原則でございますので、特にここについては、そういうことで分断されているということもありますので、そういうご意見があった場合には、改めて検討させていただきたい。

○福井委員長

現状でもそういういろんな要望は考慮していますから、わかりました。

そのほかどうでしょうか。

議案第2号について、検討委員会からの答申、本地区は小山第一小学校、小山中学校の学区とすることが妥当であるということが答申されております。これについて、承認いただければ原案どおり決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第2号については、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第3号に入ります。小山市立小・中学校教職員の教職員評価制度に関する苦情相談及び苦情申立に関する取扱要領の実施についてということであります。これについての説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

それでは、ご説明申し上げます。

地方公務員法の一部改正を受け、県教育委員会では、教職員の評価結果を、今後、平成29年度以降から給与等に反映させていく方向性が出てまいりました。そのため、今年度から教職員評価については、その開示あるいは苦情相談、苦情申し立てについて規定することになり、県教委として、11月に県立学校教職員を対象とする取り扱い要領を定めました。これを受け、公立の小・中学校の県費負担教職員にも取り扱い要領を定めることになりましたので、本市として策定した教職員評価制度の苦情相談及び苦情申し立てに関する取り扱い要領をご提案申し上げます。

具体的な内容についてご説明いたします。31ページをご覧ください。まず、教職員評価の総合評価には、S、A、B、C、Dと5段階ございますが、希望者に対しては、口頭で結果を口頭で開示するほか、Dがついた教職員につきましては、本人の意思に関係なく開示するということが規定してございます。

2点目としまして、総合評価結果に関しての苦情相談ができるということを規定してございます。今年度につきましては、3月14日と15日の2日間で学校教育課が苦情相談を受け付ける予定でございます。

続いて32ページをご覧ください。3点目としまして、苦情相談で収まらない場合は、苦情申し立てができるということでございます。苦情相談の後、苦情申し立て受付期間を設

けるとともに、学校教育課に苦情申し立ての審査会を置き、審査を行うことを規定してございます。審査の結果によっては、評価者である校長に再度評価をお願いするような形になってまいります。県が平成28年1月1日から施行しますので、公立の小・中学校につきましても同じように1月1日から施行となります。実際に教職員評価の基準日が3月1日ですので、スケジュールについては36～37ページにあるとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○福井委員長

議案第3号の説明は以上であります。これについて審議をお願いいたします。

これは、議案第3号の前提条件として、校長がこの評価するわけですね。この評価、校長が評価するための客観的な基準、恣意的ではなくて、そういうものというのは、既に出ているのでしょうか。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

教職員評価につきましては、既に行われており、教職員向け、管理職向け、それぞれの手引もございます。まず、年度当初に面談して目標を設定しまして、その目標に対しての取り組み状況を踏まえて中間面談を行い、年度末に期末面談を行い、総合的に評価を出すこととなります。評価制度が変わるため、管理職を対象とした研修も実施されています。開示等を踏まえ、より細かく日常の観察等のデータをとって、教職員によく説明できるようにすることが大切です。

○福井委員長

議案第3号についてのそのほかご意見、ご質問、いかがでしょうか。

では地方公務員法の法律に基づいて県教育委員会の指導のもとでやっているということ、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第3号は原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第4号に入ります。小山市特別の支援を要する幼児就園措置助成金交付要綱の一部改正についてということでもあります。これについての説明をお願いいたします。

学校教育課長。

○中島学校教育課長

幼稚園あるいは保育園に通っている、特別の支援を要するお子さんにつきましては、幼稚園、保育園にかかる費用の一部を市でしています。幼稚園、保育園それぞれ1名につき月1万円×12カ月分で、現在のところ45名がこの助成を受けています。そして、そのお金は市から幼稚園、保育園に支払われております。このたび、国の制度改革によりまして、幼稚園、保育園のほかに認定こども園が新たに登場しましたので、助成金の交付要綱の中で、幼稚園、保育園のほかに認定保育園を加えました。また、特別の支援を要する幼児の定義づけが今まで入っておりませんでしたので、この定義づけも新たに文言として入れたものでございます。詳しくは、資料41ページに現行と改正案の新旧対照表がございまして、このように要綱を一部改正してよろしいか、ご審議をよろしくお願いいたします。

○福井委員長

議案第4号の説明は以上であります。これについての審議をお願いいたします。

新井委員、どうぞ。

○新井委員

「おおむね20人以上の幼児」と書いてあるのですけれども、これは約ということですか。

40ページの(2)、ウの学校教育法とあるところで「おおむね20人以上」というふうにおおむねというものはどういう解釈ですか。

○福井委員長

学校教育課長、どうぞ。

○中島学校教育課長

園児数には変動もあります。また、かつては、幼稚園などの名称をもつ、幼稚園や保育園に準じた施設もありました。

○新井委員

そのときによってということですか。

○福井委員長

これはしょうがないですよ。途中で引っ越していってしまう人もいるしね、そういうのがあから、おおむねとおかないと対応できないので。

それでは、現状もやっているわけで、一部に今言ったようにつけ加えるところ、あるいは改正するところということではありますが、特別になれば原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福井委員長

それでは、議案第4号につきましては、原案どおり決定いたします。

本日の審議事項は以上でございます。

続いて、次回教育委員会の日程についてお願いいたします。

教育総務課長。

○添野教育総務課長

次回につきましては、1月の15日金曜日14時から同じ会場で予定しております。

なお、会議が終わりました後、18時から教育委員会の新年会も予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

○福井委員長

それでは、平成27年度12月の定例教育委員会は以上をもちまして閉会といたします。

長時間にわたりありがとうございました。

—————閉 会 午後 4時30分—————